

7. 農業生産法人等の推移

	農業生産法人									農業生産法人以外の法人		
	法人数	農事組合法人		有限会社		合同会社		株式会社		法人数	特定法人貸付事業を利用する法人	解除条件付貸借を利用する法人
		構成比	構成比	構成比	構成比							
平成元年	32	24	75.0	8	25.0	0	0.0		0.0	—	—	—
2	32	24	75.0	8	25.0	0	0.0		0.0	—	—	—
3	34	26	76.5	8	23.5	0	0.0		0.0	—	—	—
4	16	13	81.3	3	18.8	0	0.0		0.0	—	—	—
5	29	25	86.2	4	13.8	0	0.0		0.0	—	—	—
6	32	24	75.0	8	25.0	0	0.0		0.0	—	—	—
7	37	24	64.9	13	35.1	0	0.0		0.0	—	—	—
8	40	23	57.5	17	42.5	0	0.0		0.0	—	—	—
9	44	25	56.8	19	43.2	0	0.0		0.0	—	—	—
10	43	21	48.8	22	51.2	0	0.0		0.0	—	—	—
11	47	22	46.8	25	53.2	0	0.0		0.0	—	—	—
12	48	23	47.9	25	52.1	0	0.0		0.0	—	—	—
13	47	23	48.9	24	51.1	0	0.0		0.0	—	—	—
14	58	29	50.0	29	50.0	0	0.0		0.0	—	—	—
15	57	28	49.1	29	50.9	0	0.0		0.0	—	—	—
16	57	25	43.9	32	56.1	0	0.0		0.0	—	—	—
17	65	29	44.6	35	53.8	0	0.0	1	1.5	22	—	—
18	54	21	38.9	32	59.3	0	0.0	1	1.9	20	1	—
19	66	24	36.4	39	59.1	0	0.0	3	4.5	26	1	—
20	76	23	30.3	44	57.9	0	0.0	9	11.8	37	3	—
21	88	24	27.3	46	52.3	0	0.0	18	20.5	42	4	—
22	97	23	23.7	49	50.5	1	1.0	24	24.7	41	4	—
23	98	24	24.5	45	45.9	1	1.0	28	28.6	42	3	6
24	90	18	20.0	41	45.6	1	1.1	30	33.3	59	3	10
25	80	18	22.5	32	40.0	1	1.3	29	36.3	78	2	11

注1： 年度は各年1月1日現在

注2： 農業生産法人数は、農業生産法人の活動状況等調査によるものであり、休業中の農業生産法人や本店所在地が県外であっても農業生産法人として県内で活動中の法人を含む。

注3： 農業生産法人以外の法人は、農業生産法人の活動等調査以外に把握した法人数であり、農地を活用しない法人等を含む。

注4： 平成18年5月会社法施行に伴い有限会社は廃止。ただし、既存の有限会社は特例有限会社として存続。

市 町 村	法人数	市 町 村	法人数
高 知 市	23	芸 西 村	3
室 戸 市	4	本 山 町	4
安 芸 市	6	大 豊 町	2
南 国 市	17	土 佐 町	3
土 佐 市	7	大 川 村	2
須 崎 市	4	い の 町	4
宿 毛 市	5	仁 淀 川 町	4
土 佐 清 水 市	3	中 土 佐 町	4
四 万 十 市	6	佐 川 町	3
香 南 市	9	越 知 町	2
香 美 市	7	梶 原 町	2
東 洋 町	0	日 高 村	5
奈 半 利 町	1	津 野 町	2
田 野 町	0	四 万 十 町	12
安 田 町	0	大 月 町	3
北 川 村	1	三 原 村	3
馬 路 村	1	黒 潮 町	6
		市町村 計	158

法人数は、法人の所在地のある市町村で整理。  
法人の所在地が県外の法人は、主な参入市町村で整理。